

令和7年第1回定例  
夕張市議会会議録  
令和7年3月21日(金曜日)  
午後1時30分開議

---

◎議事日程

- 第 1 議案第 1 号 令和7年度夕張市一般会計  
予算  
議案第 2 号 令和7年度夕張市国民健康  
保険事業会計予算  
議案第 3 号 令和7年度夕張市市場事業  
会計予算  
議案第 4 号 令和7年度夕張市介護保険  
事業会計予算  
議案第 5 号 令和7年度夕張市後期高齢  
者医療事業会計予算  
議案第 6 号 令和7年度夕張市水道事業  
会計予算  
議案第 7 号 令和7年度夕張市公共下水  
道事業会計予算
- 第 2 議案第14号 刑法等の一部を改正する法  
律の施行に伴う関係条例の整理に関する条  
例の制定について
- 第 3 議案第15号 夕張市職員の勤務時間及び  
休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第16号 夕張市職員の育児休業等  
に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第17号 夕張市職員給与条例の一部  
改正について
- 第 6 議案第18号 夕張市長期継続契約を締結  
することができる契約に関する条例の一部  
改正について
- 第 7 議案第19号 夕張市老人生きがいセンタ  
ー設置条例の廃止について
- 第 8 議案第20号 夕張市国民健康保険条例の  
一部改正について
- 第 9 議案第21号 夕張市共同浴場設置条例の  
一部改正について

- 第10 議案第22号 夕張市営住宅条例の一部改  
正について
- 第11 議案第23号 夕張市都市公園条例の全部  
改正について
- 第12 議案第24号 夕張市非常勤消防団員退職  
報償金支給条例の一部改正について
- 第13 議案第25号 岩見沢市との定住自立圏の  
形成に関する協定の締結について
- 第14 議案第26号 指定管理者の指定について  
議案第27号 指定管理者の指定について
- 第15 議案第28号 指定管理者の指定について
- 第16 議案第29号 夕張市議会の個人情報の保  
護に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第30号 損害賠償額の決定について
- 第18 報告第 1号 例月現金出納検査の結果に  
ついて  
報告第 2号 例月現金出納検査の結果に  
ついて  
報告第 3号 例月現金出納検査の結果に  
ついて
- 第19 報告第 4号 定期監査の結果について
- 第20 決議案第1号 閉会中の所管事務調査につ  
いて

---

◎出席議員 (8名)

徳 谷 康 憲 君  
荒 井 周 司 君  
工 藤 政 則 君  
君 島 孝 夫 君  
櫻 井 暁 君  
千 葉 勝 君  
高 間 澄 子 君  
大 山 修 二 君

---

◎欠席議員 (0名)

---

午後 1時30分 開議

●議長 大山修二君 ただいまから、令和7年第

1 回夕張市議会第3日目の会議を開きます。

---

●議長 大山修二君 本日の出席議員は8名全員  
であります。

---

●議長 大山修二君 本日の会議録署名議員は、  
千葉議員  
高間議員  
を指名いたします。

---

●議長 大山修二君 ここで、事務局長より諸般  
の報告をいたします。

●事務局長 佐藤浩一君 報告いたします。  
本定例市議会に出席を求めた説明員の一覧につき  
ましては、さきに報告のとおりであります。

なお、田島消防長は、所用のため、本日出席でき  
ない旨の届出がなされております。

以上で、報告を終わります。

---

「別紙」

市長 厚谷 司 君  
教育長 小林 広明 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

副市長 吉崎 仁司 君  
総務企画課長 芝木 誠二 君  
地域振興課長 菊田 大介 君  
財政課長 板垣 克巳 君  
税務課長 秋山 俊輔 君  
建設課長 押野見 正浩 君  
土木課長 阿部 充雅 君  
上下水道課長 小峰 健一 君  
市民課長 外崎 伸一 君  
保健福祉課長 鈴木 茂徳 君  
生活福祉課長兼福祉事務所長  
平塚 浩一 君  
消防長 田島 淳 君  
消防次長 松倉 暢宏 君

◎教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の

職・氏名

教育課長 堀 靖樹 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者  
の職・氏名

事務局長 芝木 誠二 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・  
氏名

事務局長 山本 健彦 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 芝木 誠二 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 佐藤 浩一 君

書記 志茂 隆 君

書記 増井 菜々実 君

---

●議長 大山修二君 日程に入ります前に、案件  
の追加とその取扱いについて、議会運営委員会委員  
長の報告を求めます。

工藤委員長。

●工藤政則君(登壇) 追加議案の提出に関わり、  
その取扱い等について協議のため、さきに議会運営  
委員会を開催しておりますので、その結果について  
ご報告申し上げます。

追加提出されることになりました案件は、議案 1  
件、報告 1 件、決議案 1 件でありまして、これらの  
案件の取扱いにつきましては、本日の本会議に上程  
し、即決することとしたところであります。

この結果、本定例市議会における付議案件数は、  
議案 30 件、報告 4 件、決議案 1 件の合わせて 35 件  
となるものであります。

以上で、報告を終わります。

●議長 大山修二君 ただいまの報告のとおり取  
り扱うことに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱って参ります。

---

●議長 大山修二君 本日の日程は、お手元に配

付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

---

●議長 大山修二君 日程第1、議案第1号令和7年度夕張市一般会計予算、議案第2号令和7年度夕張市国民健康保険事業会計予算、議案第3号令和7年度夕張市市場事業会計予算、議案第4号令和7年度夕張市介護保険事業会計予算、議案第5号令和7年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算、議案第6号令和7年度夕張市水道事業会計予算、議案第7号令和7年度夕張市公共下水道事業会計予算、以上7議案一括議題といたします。

この場合、本7議案につきましては、行政常任委員会に付託していたものでありますので、直ちに委員長の報告を求めます。

高間委員長。

●高間澄子君（登壇） ただいまから、令和7年第1回定例市議会本会議の第2日目において、行政常任委員会に付託されました議案第1号令和7年度夕張市一般会計予算、議案第2号ないし議案第5号、各特別会計予算、議案第6号夕張市水道事業会計予算、議案第7号夕張市公共下水道事業会計予算の7議案について審査した経過、そして並びに結果をご報告申し上げます。

なお、各位ご承知のとおり、本常任委員会は議長を除く議員全員をもって構成されており、審査の内容につきましても、この会議の全文が会議録に登載されますので、細部にわたる口頭報告は省略いたしまして、その概要についてのみご報告いたします。

まず、本委員会は3月18日に開催し、理事者側からは説明員として市長をはじめ、副市長、教育長のほか消防長、課長等の出席を求め、冒頭に通告した2名の委員から各1件ずつ、計2件の大綱的な質問を行い、次に、一般会計は歳出より款ごとに、他の会計は会計ごとに一括して順次審査を行ったところであります。

その結果、議案第1号ないし議案第7号の7議案

については、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、本委員会の審査の経過並びに結果について申し上げますが、何とぞこの決定にご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

以上です。

●議長 大山修二君 これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本7議案に対する委員長報告は可決であります。

本7議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本7議案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第2、議案第14号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君（登壇） 議案第14号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることに伴い、本市条例中の懲役及び禁錮の文言を拘禁刑へ修正する必要があるため、改正条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第3、議案第15号夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君（登壇） 議案第15号夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正及び令和6年に人事院が行った公務員人事管理に関する報告に基づき、仕事と育児、介護を両立できる職場環境を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第4、議案第16号夕張市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君（登壇） 議案第16号夕張市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、参照条文の条ずれが生じるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第5、議案第17号夕張市職員給与条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君（登壇） 議案第17号夕張市職員給与条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、昨年8月の人事院勧告に準ずる扶養手当制度の改正、定年前再任用短時間勤務職員への住居手当及び寒冷地手当の支給並びに給料表の切替えを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第6、議案第18号夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君（登壇） 議案第18号夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、総務省自治行政局長通知により、自治体に適切な設定を求められている長期継続契約の契約期間について、事業者の商習慣等にのっとり運営を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第7、議案第19号夕張市老人生きがいセンター設置条例の廃止についてを

議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君（登壇） 議案第19号夕張市老人生きがいセンター設置条例の廃止について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、施設の老朽化等により今後の活用が見込めないことから、条例を廃止しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第8、議案第20号夕張市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君（登壇） 議案第20号夕張市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額及び軽減判定所得の改正並びに国民健康保険料必要見込額との関連により、保険料率を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第9、議案第21号夕張市共同浴場設置条例の一部改正についてを議題いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君（登壇） 議案第21号夕張市共同浴場設置条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、宮前町に設置の共同浴場である宮前町浴場について、市営住宅の再編等により、宮前地域における公衆衛生の維持という設置目的の達成が図られたことなどを受け、本年8月をもって閉鎖することから、当該共同浴場を廃止するため条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

この場合、会議規則第51条の規定により、反対討論より行います。

櫻井議員。

●櫻井 暁君（登壇） 櫻井暁です。

私は、議案第21号夕張市共同浴場設置条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

宮前町浴場については、地域から宮前町浴場閉鎖

方針撤回を求めるとの声が上がっております。

その内容は、宮前町浴場の文化財的な価値を認めること。また、共同浴場から地域コミュニティの維持及び地域内外の交流施設へと位置づけを変えること。そして、存続が必要な理由としては、極めて公共性が高いということから、今後も公営で浴場運営を行うこととなっています。

このことは、浴場としての宮前町のあの場所に存在し続けることに価値があるとの願いです。そうであるならば、現在の共同浴場として継続できるか、できないかの検討と、地域の声にありますとおり、文化財的交流施設として公営浴場が可能かどうかの二本立てで検討を行い、その結論が出てから条例を改正しても遅くはないと思います。

よって、地域の声をしっかりと受け止め、検討を重ねて結論を出してから条例改正すべきと考えますので、本定例会に提案されている改正案は時期尚早であり、反対いたします。

以上、反対討論といたします。

●議長 大山修二君 次に、賛成討論を行います。

工藤議員。

●工藤政則君（登壇） 工藤政則です。

私は、議案第21号夕張市共同浴場設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

宮前町浴場については、宮前町地区における共同浴場として長きにわたり地域住民の福祉の増進と保健衛生向上の役割を担い、同時に地域住民の憩いの場として地域社会で役割を果たしてきました。

これまで市では、宮前町地区の市営住宅の老朽化及び内風呂がない環境の改善を目的に、住宅再編事業として団地内集約を行い、改良住宅宮前泉団地、12棟64戸を新築し、順次移転を行ってきました。また数件の方が移転を終えていない状況ではありますが、個別に説明を行い、浴場廃止の旨を伝え、おおむねその状況を理解されていると、さきの行政常任委員会にて説明を受けたところであります。

また、利用者の減少による入浴料収入の減と燃料等の高騰による経費の増加などによる収支赤字の増

加、浴場そのものの自体の老朽化や地下タンクの更新など、財政的課題を抱えている現状もあります。

先日、宮前町浴場について、地域で活動する団体などから閉鎖方針撤回の署名が市長に提出されたことは承知しております。今回の条例改正案は、地域住民の福祉の増進と保健衛生向上という共同浴場の設置目的の達成が図られたため、夕張市共同浴場設置条例から宮前町浴場を削るという提案です。

風呂なし住宅への対策がおおむね完了していることから、市が今後も共同浴場を設置し続ける理由はないので、条例から削るという提案は妥当であると考えます。その上で、宮前町浴場がこれまで地域で育ててきた共同浴場とは別方向の評価や価値の議論を進めていくべきと考えますので、今回の改正案に賛成いたします。

以上、賛成討論といたします。

●議長 大山修二君 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これで討論を終結し、直ちに採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第10、議案第22号夕張市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君(登壇) 議案第22号夕張市営住宅条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、除却に伴い、管理戸数を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い

申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第11、議案第23号夕張市都市公園条例の全部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君(登壇) 議案第23号夕張市都市公園条例の全部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、都市公園法に定める公園管理の基準及び本市が定める公園の管理方針に基づき、都市公園を適切に管理するため、条例の全部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第12、議案第24号夕

張市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君（登壇） 議案第24号夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令等の改正により、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、消防団員退職報償金の基準に新たに35年以上の区分が追加されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第13、議案第25号岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君（登壇） 議案第25号岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、南空知圏域の人口減少や高齢化といった諸課題に対し、構成市町が役割分担を行い、行政事務の効率化や住民に対する質の高いサービスの維持を図ることで、将来にわたり誰もが安心して住み続

けられる定住自立圏形成に向けて、岩見沢市と南空知8市町それぞれの間で協定を締結しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第14、議案第26号及び議案第27号、いずれも指定管理者の指定について、以上2議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君（登壇） 議案第26号及び議案第27号の2議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本2議案は、夕張市生活館等設置条例に基づく8施設及び夕張市コミュニティセンター条例に基づく夕張市千代田コミュニティセンターの指定管理の協定期間が、令和7年3月31日をもって満了となることから、引き続き管理運営を指定管理に行うため、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定の結果、それぞれ記載のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本2議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本2議案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第15、議案第28号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君(登壇) 議案第28号指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市営球場の指定管理期間が令和7年3月31日で満了となることから、引き続き管理運営を指定管理により行うため、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例及び同条例施行規則に基づく公募によらない指定管理者の候補者の選定の結果、記載のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第16、議案第29号夕張市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、提案理由の説明を求めます。

工藤委員長。

●工藤政則君(登壇) 議案第29号夕張市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法などの一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

本提案は、議会運営委員会による委員会提案でありますので、そのことを十分ご理解いただき、ご賛同、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 本案は、議長を除く7名全員で構成する議会運営委員会の提案でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第17、議案第30号損害賠償額の決定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君(登壇) 議案第30号損害賠償額の決定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和7年3月6日、市道末広2丁目住宅区画線で発生した市除雪車両と自家用車との衝突事故における自家用車の破損に係る損害賠償の額を定

めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を得ようとするものがあります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第18、報告第1号ないし報告第3号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上3案件一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

---

●議長 大山修二君 日程第19、報告第4号定期監査の結果についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

---

●議長 大山修二君 日程第20、決議案第1号閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本決議案は、徳谷議員のほか6名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本決議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本決議案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって閉じます。

●事務局長 佐藤浩一君 ご起立願います。

●議長 大山修二君 これをもちまして、第1回定例夕張市議会を閉会いたします。

---

午後 2時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 大山 修 二

夕張市議会 議員 千葉 勝

夕張市議会 議員 高間 澄 子